

(提案理由)

現行定数は、平成16年から平成18年にかけての県内の大規模な市町村合併に伴う選挙区の見直しとともに、県内総人口の減少傾向の状況を踏まえ、平成18年に見直しが行われ、今日に至っている。

平成18年の見直しは、将来の人口減を一定見越した対策であったとの主張もなされているが、当該決定時点からみて現在までの、また平成27年4月に予定されている次期一般選挙時までの県内人口の減少は著しく、議員定数は原則として人口に比例して定めるとする公職選挙法の定数に関する規定並びに合併後の市町議会議員の大幅な定数削減の取り組み等を総合的に勘案するときは、今般定数の削減をせざるを得ないものである。

即ち、本県議会の現行定数46は、平成17年の国勢調査人口を基に定められているが、現在の検討のベースとなる平成22年の国勢調査人口とは総人口で概して約5万人強が減少し、さらに平成26年2月の住民基本台帳の人口を加味して算定した直近の推計人口とは総人口で既に約8万4千人が減少、なおかつ、次期選挙時である平成27年の推計人口とは総人口で約10万8千人が減少することが見込まれている。

また、平成の大合併に伴う定数特例等の解消が一段落した後の市町議会議員数は、平成19年の526人に対し、次期一般選挙時の定数は422人と104人も削減が行われている。

加えて、全国の都道府県の状況において、次期一般選挙での定数見直しを検討中、もしくは検討済みの都道府県は、本県を除き25都道府県と全体の半数以上が見直される現状にある。

さらには、本県の職員数及び給与費削減の状況をみると、平成19年の職員数21,696人に対し、平成24年は20,470人と1,226人の削減、職員給与費は、平成19年の1,628億9,800万円に対し、平成24年は1,451億1,300万円と、177億8,500万円の削減が行われているところである。

こうした議員定数を定める上での客観的な基本的要件を総合的に勘案し、県民目線に立つとき、現在の本県の議員一人当たりの平均人口31,017人に対して、平成19年国勢調査人口を基にした次期一般選挙時の推計人口との比較における減少数107,736人からして、全体の定数を3削減することが適切である。

しこうして具体的に削減する選挙区は、平成22年の国勢調査人口を基調として、公職選挙法の定める配当基数に基づき、雲仙市、長崎市、佐世保市・北松浦郡の定数を1ずつ削減し、雲仙市を定数1、長崎市を定数13、佐世保市・北松浦郡を定数8とするものである。

このうち雲仙市については、県議会・県政改革特別委員会において、公職選挙法第15条第8項但し書きの特別事情を適用すべきだとの議論もあったものの、雲仙市の地域内人口は市町村合併前の旧町毎に分布しており、市内の社会的・経済的状況と課題は、どの地区においても概ね同様であること、また、雲仙市内旧町内の移動時間は国道や広域基幹農道等を利用し、自動車で平均約15分程度でしかないこと等を勘案すると、選挙区内の移動に経済的・時間的負担が他の選挙区と比較して著しく大きい、あるいは、集落間の距離が長く、日常生活や経済活動における集落相互の交流が他の選挙区に比較して著しく少ない等のメルクマールをもってして、住民意思を発現する議員の役割の軽重において、地域間の均衡が確保されないと判断される場合に初めて例外的に適用される特別な事情が存するとは言い得ないものである。

なお、雲仙市においては、平成22年の国勢調査の結果から、配当基数において既に定数1の状況にあることも申し添えるものである。

また、長崎市については、中核市として市の行政上の役割が県内他市町と比較して高いにもかかわらず、市議会議員の定数を市町村合併に伴う定数特例を解消した上で、合併前よりさらに実質4削減していることや、市町村合併後、次期一般選挙までに10年を経過することなどから、他の選挙区の定数と比較して定数1の削減は、同選挙区の住民代表としての役割を果たす上で、特に問題はないものと思料するところである。

さらに、佐世保市・北松浦郡については、佐世保市の市議会議員を既に実質3削減していることや、市町村合併後、次期一般選挙までに5年を経過すること、北松浦郡との任意合区から6年を経過していること等から、他の選挙区の定数と比較して、定数1の削減は長崎市選挙区と同様に、同選挙区の住民代表としての役割を果たす上で、特に問題はないものと思料するところである。

以上、客観的な状況に基づき、公職選挙法の原則からして、身を切る取り組みではあるが、県民目線に立ち、定数削減を内容とする条例改正案を提出するものである。